

霧島市宮関平温泉・霧島市宮関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市宮関平温泉・霧島市宮関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市宮関平温泉・霧島市宮関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市宮関平温泉・霧島市宮関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第257号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

区分 利用者	入浴料	貸切風呂	
		入浴料	部屋代
おとな	1回につき 320 円 回数券 12 枚つづり 3,200 円 回数券 25 枚つづり 6,400 円	320 円	1室2時間当たり 1,260 円
こども (小学生)	1回につき 150 円 回数券 12 枚つづり 1,500 円 回数券 25 枚つづり 3,000 円	150 円	
幼児	無料		

」を

「

区分 利用者	入浴料	貸切風呂
		入浴料

おとな	1回につき 380 円 回数券 12 枚つづり 3,800 円 回数券 25 枚つづり 7,600 円	1室1時間当たり 1,500 円 とし、平日の利用については
こども (小学生)	1回につき 150 円 回数券 12 枚つづり 1,500 円 回数券 25 枚つづり 3,000 円	1室1時間当たり 1,200 円
幼児	無料	

」に

改め、同表備考を次のように改める。

備考 貸切風呂の利用は1時間単位とし、1時間を越える場合は、30分ごとに入浴料に2分の1を乗じて得た額を追加徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉱泉所の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。